

件名1 通話の録音について

北本市庁舎における通話録音装置の設置及び管理に関する規程	(設置) 第3条 市長は、行政サービスの質の確保、犯罪等の予防及び不当要求の抑制を目的として、本庁舎に通話録音装置を設置する。
北本市ホームページ	市役所庁舎では、行政サービスの質の確保などのため、電話に録音装置を設置し、通話録音を開始します。 運用開始後は、市役所庁舎代表電話・市役所庁舎内各部署直通電話に電話をかけると録音をお知らせするアナウンスが流れ、アナウンスが終わり次第電話を呼び出します。 なお、市から発信する電話の場合、アナウンスは流れませんが通話録音は開始されます。
架電時のアナウンス	こちらは北本市役所です。この電話は、行政サービスの質の確保等のため、通話を録音させていただきます。あらかじめご了承ください。

◆ 個人情報開示等請求の結果

開示の方法については、北本市個人情報保護の保護に関する法律施行細則第8条第3号の規定により、閲覧（視聴又は聴取を含む。）により行うものとし、写しの交付は行わない。

(理由)

写しの交付を行った場合、電子データとして広く二次利用することが可能となる。その結果、職員が発言や回答を過度に差し控える等するようになり、事務又は業務の適切な遂行に支障が生じるおそれがあるため。

件名1 通話の録音について

個人情報保護法 逐条解説	できる限り、開示請求者の希望する方法で開示することが望ましいが、他面において、電磁的記録の開示については、なお技術的制約やコストの問題もあり、各行政機関等における電磁的機器の普及の状況、電子情報のセキュリティ等を勘案して、実行可能な開示方法を定める必要がある。
ゴルフ場環境影響評価書の開示請求に係る前橋地裁平成10年3月24日判決	写しの交付を求めたところ、閲覧のみを求めた決定について、実施機関は写しの交付による開示請求を認めるか否かの処分をすべきところ、写しの交付を認めなかったのであるから、本件処分は本件開示請求に対する関係で非開示の処分であったことになる。被告が本件処分において閲覧を認めたから、これを開示処分であるということとはできない。 ※なお、写しの交付をしなかった理由は、開示請求された文書が著作物であり、著作権法により複製することができないためである。
損害賠償請求控訴事件東京高等裁判所平成30年8月9日判決	開示請求者は、これらの中から求める開示の実施方法を選択して申し出ることになる（法14条2項）が、法の目的に照らし、開示請求者が受け取る情報は開示の実施方法により異ならないことを前提としていると解される。
個人情報保護法 第78条第1項	行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げるいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

件名2 部活動指導について

(2)部活動指導におけるBAHD(いじめ、虐待、いやがらせ、差別)防止について

JSPO 日本スポーツ協会

より効果的な指導法を求めてーStop BAHD 行為ー

「Stop Relax Think」リーフレット



「If Then Plan」リーフレット



https://www.japan-sports.or.jp/portals/0/acp/shidousya_stopbahd.html

件名3 子どもの居場所の充実について(1) 放課後子ども教室の学童保育事業との連携と民間委託について

「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の『校内交流型』のイメージ

放課後児童クラブ

- ▶ 原則、年間250日以上開設（要件）
- ▶ 遊びや生活の場の提供（保護者の預かりニーズに対応）
- ▶ 支援の単位ごとに放課後児童支援員、補助員を配置
- ▶ 共働き家庭など、保護者が日中家庭にいない児童が対象

放課後子供教室（地域学校協働活動）

- ▶ 地域の実情に応じた実施（週1～2日が多い）
- ▶ 学習や体験などのプログラムを実施（多様な学びの機会の提供）
- ▶ 地域住民ボランティア等、多様な参画により実施
- ▶ すべての子供が参加可能（内容等により制限される場合あり）

隣接施設等も活用した校内交流型のイメージ

▶ 同一の小中学校内等で両事業を実施し、児童クラブの子供を含むすべての児童が放課後子供教室の活動（プログラム）に参加、交流できる

月	時間	施設
火		
水	15:30～18:30	学校敷地内 専用施設
木		
金		
土	08:30～18:30	
日	実施なし	

月	時間	施設
火	実施なし	
水	15:30～17:30	グラウンド 余裕教室
木		(毎週水曜日) グラウンドでサッカー教室 余裕教室で学習支援
金	実施なし	
土	10:00～12:00	公民館 (隣接)
日	実施なし	(毎月第2・4土曜日) 公民館で工作教室

連携型：放課後子供教室及び放課後児童クラブが連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、交流できるもの

校内交流型：連携型のうち、同一小中学校内等で放課後子供教室及び放課後児童クラブを実施しているもの

(出典)
文部科学省
地域と学校の連携・協働体制構築
事業について
令和7年1月28日
総合教育政策局地域学習推進課
地域学校協働推進室